

緊急事態宣言の解除に伴う伊勢原市総合運動公園他3公園の 有料施設一般利用再開について（重要）

令和3年3月21日付けの緊急事態宣言解除に伴い、公共施設の一般利用が3月22日より順次再開いたします。伊勢原市総合運動公園（伊勢原市体育館、サンシャイン・スタジアム含む）、チャンピオンすずかわパーク、市ノ坪公園、及び東富岡公園の有料施設は、令和3年3月22日より一般利用を再開いたします（休館日除く）。

なお、再開後も伊勢原市のスポーツ施設開放に関するガイドライン（令和3年3月19日改定）に沿った利用となります。

また、引き続き大会や対外試合、イベントでの施設利用は、屋内・屋外問わず、主催者は感染防止対策を講じ、その責任のもと施設を利用しなければならない開催条件がありますので、その計画と実施をお願いいたします。なお、感染防止対策実施を確認するために、主催者には「感染防止対策実施チェックリスト（宣誓書）」の事前提出をお願いいたします。

●大会や対外試合、イベント開催について

屋外施設：	規模（人数）の制限無し。
伊勢原市体育館（屋内施設）：	下記を基本とします。（施設利用状況により制限される場合有り）
・大体育室：300人以下	・小体育室：50人以下
・武道場（柔道場、剣道場）：合わせて100人以下	・会議室（A・B）：合わせて50人以下

※主催者は感染防止対策を講じた上での利用となります。

●トレーニング室利用について

- （1）利用時間帯は、①9時～12時、②13時～16時、③17時～20時です。
なお、利用券は、各時間帯の開始30分前から販売いたします。
- （2）利用人数は、各時間帯、先着23名の利用となります。
- （3）トレーニング機器など、一部使用制限があります。
- （4）ビギナートレーニングの講習会は中止します。

その他条件、詳細につきましては、伊勢原市体育館までお問い合わせください。

更衣室及びシャワー室は、3密の回避が難しいため、3月23日以降も使用禁止とします。ご理解とご協力をお願いいたします。また、今後の感染状況等や伊勢原市のガイドライン変更等によって、日程や内容の変更、再度の利用休止等を行う場合があります。変更が生じた場合には、改めてお知らせします。